

患者さん・ご家族の方へ

医事課

国の定めにより、新型コロナウイルス感染症法上の分類が5月8日から「5類」へ引き下げられることにより、下記のとおり診療報酬上の変更がありますので、ご承知おきください。

記

(1) 新型コロナウイルス感染症検査(PCR検査、抗原検査)および治療に対する費用負担

	2023年5月7日まで		2023年5月8日以降
外来	・公費負担	→	・患者さん負担 但し、経口薬「ラゲブリオ」「パキロピッド」「ゾコーバ」、点滴薬「ベクルリー」、中和抗体薬「ゼビュデイ」「ロナプリーブ」「エバシエルド」に限る薬剤料は、9月末までは公費負担となる。
入院	・公費負担 但し、特例で5月31日までの入院分については公費負担となる。	→	・患者さん負担 但し、5月7日以前から入院し、6月1日以降も入院継続した場合、5月31日までは公費負担となり、6月1日以降の入院分については患者さん負担となる。 また、経口薬「ラゲブリオ」「パキロピッド」「ゾコーバ」、点滴薬「ベクルリー」、中和抗体薬「ゼビュデイ」「ロナプリーブ」「エバシエルド」に限る薬剤料は、9月末まで公費負担となる。
院内トリアージ実施料			
外来	院内トリアージ実施料 300点	→	・初診・再診ともに院内トリアージ料 300点 変動なし
	救急医療管理加算 950点	→	・コロナ確定患者さんへ療養指導を行った場合 ⇒147点（但し、発症より7日以内に限り）

(2) 新型コロナウイルス感染症検査費用額

新型コロナウイルス感染症判定のための検査(PCR検査や抗原検査)に対する公費負担廃止に伴い、次のとおり費用が発生します。

新型コロナウイルス検査を実施した場合の患者さん請求金額(概算)

抗原検査、PCR検査 + 判断料=8,500円(850点) 3割負担で2,550円となります。

新型コロナウイルス感染症を疑われ、PCR検査等を実施した場合、初診選定療養費7,700円は算定しません。(令5年度末まで)